

『愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ』

～12月16日から発効します～

愛知県内の特定の産業に適用される5業種の特定最低賃金について、平成30年12月16日から改正されます。

このため、既に10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	効力発効日
-------	-----	-------

（地域別最低賃金）

愛知県最低賃金	898円	平成30年 10月1日
---------	------	----------------

（特定最低賃金）

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	957円	平成30年 12月16日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	928円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901円	
輸送用機械器具製造業	936円	
自動車（新車）小売業	921円	

詳しくは、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。